

【質問事項】

吊物機構安全指針において、ワイヤロープ強度は破断荷重の10分の1以下且つ原則2本以上の使用とあり、実際にロープ2本使用した場合、吊下荷重の許容値はロープ2本足した強度の10分の1までか、又はロープ1本の強度での10分の1以下とするのか、ご回答お願い致します。

また、懸垂物安全指針でも同様の説明があり、JATETと同じ解釈かどうか教えて下さい。

【回答】

「JATET-M-6030-3 吊物機構安全指針・同解説」2.2項に上記について記載があります。ロープを2本使用した場合には、1本のロープにかかる荷重を算定の上、ワイヤロープに加わる荷重は定格積載の吊物積載においてJIS破断力の1/10以下としてください。

例えば、100kgのものを2本のワイヤロープで吊り下げた場合、1本あたり50kgの力がかけられます。この50kgに対して10倍の破断力を持つワイヤを使用してください。

ただし、ワイヤに対して均等に荷重が分散されない場合は、実況に応じてワイヤ1本にかかる荷重を算定する必要があります。

懸垂物安全指針・同解説（日本建築センター）の解釈も同様と考えて差支えありません。